

日光市市有財産ポテンシャル調査業務委託仕様書

本仕様書は、日光市（以下「甲」という。）が発注する日光市市有財産ポテンシャル調査業務委託（以下「本業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について必要な事項を定めたものである。

1 業務の目的

本業務は、公共施設の利活用を推進するために、民間事業者の有効活用が期待できる市有財産を調査・分析し、優先的に活用を図るべき財産を抽出することで、積極的な民間活力の導入を図ることを目的とする。

2 業務概要

- | | |
|-----------|------------------------|
| (1) 業 務 名 | 日光市市有財産ポテンシャル調査業務委託 |
| (2) 対象財産 | 31件（別紙のとおり） |
| (3) 履行期間 | 契約締結日から令和7年3月7日（金）まで |
| (4) 限 度 額 | 7,250,000円（税抜）を上限金額とする |

3 業務内容

乙は、以下の内容に従って本業務を遂行するものとする。

(1) 基本方針の策定

民間提案制度等の積極的募集を進めるため、乙は、民間事業者の視点において各対象財産の利点や課題を整理したうえで、そのポテンシャルを検証し、対象財産ごとの利活用に関する方向性を定めた基本方針を甲に提案し、甲と協議のうえ、基本方針を策定するものとする。

なお、甲は、各対象財産のポテンシャルを判断するうえで必要な情報（立地条件や施設の概要）については、委託契約後に提示するものとする。

【基本方針の内容】

- ・各対象財産の利点や課題を踏まえた民間活力導入のポテンシャルについて
- ・上記検証に基づく民間活力導入の方向性について

(2) 基本方針の実効性の確認

乙は、対象財産ごとに定めた基本方針の実効性を確認するため関連事業者へのニーズ調査及び事業参入意向の可能性について調査を行う。

なお、関連事業者へのニーズ調査については、1件あたり2社以上とし、調査手法について適切な手法を提案すること。

(3) 具体的活用方法の提案

乙は、(2)の調査結果を踏まえ、各対象財産における積極的な民間活力の導入を図るために、最適な具体的活用方法を甲に提案すること。特に、対象財産の効率的かつ迅速な活用を目指す観点から、優先順位を設定し、提案すること。

なお、甲と協議のうえ、(1)の基本方針と具体的活用方法を対象財産ごとにまとめ、優先順位の高いものから成果物として報告すること。

(4) 打合せ協議について

乙は、業務を適正かつ円滑に実施するため、甲との打合せ協議を月1回以上実施する。また、乙は、その内容について記録し、甲の承認を得ること。なお、打合せの実施方法は、面会に加え、リモート会議でも可とする。

(5) その他

乙は、本業務の受託によって、甲の実施する民間提案制度への参入が妨げられることはない。

4 実施計画書の提出

乙は、契約締結後遅延なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について「実施計画書（様式任意）」を作成して甲に提出するとともに、承認を得ること。

5 中間報告

10月までに実施した調査について、11月中旬までに電子データによる中間報告（任意様式）を作成の上、提出すること。また、甲の要請に応じて集計データを提出するものとする。

【具体的な報告内容】

- ・ニーズ調査の依頼先。
- ・ニーズ調査を受けた団体の対象財産に対する意見。
- ・対象財産の優先度

6 業務体制

乙は、本業務を担当する総括責任者及び従業者を指定し、甲に報告するものとする。また、総括責任者は、本業務に精通した者とする。

7 成果品等

成果品は、以下とする。

(1) 業務報告書 A4 ファイル製本 1部

(2) 電子データ CD-R等 1部

※電子データは、完成原稿（PDF）のほか、編集が可能であるデータ形式（ワード、エクセル等）で納品すること。

8 成果品の帰属

成果品の権利の帰属はすべて甲のもとのとし、乙は、甲が承諾した場合を除き、成果品を公表してはならない。

9 特記事項

- (1) 成果品納入後に瑕疵があった場合は、乙の責任において補正すること。
- (2) 業務を履行するにあたり、甲と密に連絡を取りながら進めること。
- (3) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定するものとする。
- (4) 乙が本業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。

- (5) 業務の遂行に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。
- (6) 事業の実施を他の企業にそのまま再委託することはできない。他の企業と連携して事業を実施する場合は、企画提案書に役割分担等を記載すること。
- (7) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- (8) 本仕様書は、本業務の提案を行うにあたり、最低限の必要事項を記載している。この事項を踏まえた上で最良の提案を行うこと。

10 問合わせ先

日光市 財務部 資産経営課 公共施設マネジメント係
〒321-1292 栃木県日光市今市本町1番地
電話：0288-21-5132 FAX：0288-21-5137
E-mail：shisan-keiei@city.nikko.lg.jp